

健生食輸発0416第1号  
令和7年4月16日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(タンザニア産落花生及びその加工品のアフラトキシン)

標記については、令和7年3月28日付け健生食輸発0328第1号（最終改正：令和7年4月15日付け健生食輸発0415第4号）により通知したところである。

今般、輸入時の検査においてタンザニア産落花生からアフラトキシンを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしくお願いする。

#### 記

別添1のタンザニアの項中、

製品検査の 対象食品等	条件	検査の項目	試験品 採取の 方法	検査の方法	検査を受けることを 命ずる具体的理由
落花生及び その加工品 (落花生を 30%以上含 有するもの に限る。)	—	総アフラトキ シン(アフラト キシンB <sub>1</sub> 、B <sub>2</sub> 、G <sub>1</sub> 及びG <sub>2</sub> の総和)	別表2 による こと。	平成23年8月16日 付け食安発0816第 2号「総アフラトキ シンの試験法につ いて」によること。	総アフラトキシンが 10 μg/kgを超えて付 着又は含有している おそれがあるため。

を追加する。